

業績等の監視及び改善要求措置要領 新旧対照表
(令和4年(2022年)10月20日修正)

新	旧
<p>4. 事業期間終了時に係る業績監視等 (1)業績監視の方法</p> <p>PFI 事業者は事業期間終了の12ヶ月前までに、事業期間終了後の本施設及び本施設内の設備の修繕・更新の必要性について調査を行い、これを市に報告する。</p> <p>市は、事業期間終了の12カ月前から6ヶ月前までに、資料Ⅱ「業務要求水準書」に規定された、事業期間終了時における要求水準が満たされているか否かを判断するために、別途、協議により定められた事項について終了前検査を行う。</p> <p>(省略)</p>	<p>4. 事業期間終了時に係る業績監視等 (1)業績監視の方法</p> <p>市は、事業期間終了の12カ月前から6ヶ月前までに、資料Ⅱ「業務要求水準書」に規定された、事業期間終了時における要求水準が満たされているか否かを判断するために、別途、協議により定められた事項について終了前検査を行う。</p> <p>また、PFI 事業者は事業期間終了の6ヶ月前までに、事業期間終了後の本施設及び本施設内の設備の修繕・更新の必要性について調査を行い、これを市に報告する。</p> <p>(省略)</p>